

http://www.jsog.or.jp/news/html/announce_8DEC2006.html
出生前親子鑑定についての要望書
http://www.jsog.or.jp/news/pdf/youbousho_08DEC2006.pdf

<その後の経過>

T07.180 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会
[キーワード] 人間 経済 科学技術 情報

T06.800

生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議を日本学術会議に依頼／法務省・厚生労働省
法務省と厚生労働省は、11月30日、日本学術会議に対し、生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議を依頼した。生殖補助医療の技術は進歩しているが代理出産などのルールを定めた法律がなく様々な問題が発生しており、適切な生殖補助医療のあり方を定める新法の整備に着手する必要があるが、医療や法律の専門家だけの議論には限界があるとして、多方面の学識者で構成される日本学術会議に議論を求めることにしたものの。

一日本学術会議に対する生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼について

<http://www.moj.go.jp/PRESS/061130-1.html>

生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼

<http://www.scj.go.jp/irai.pdf>

[キーワード] 法制 行政 人間 社会

T06.807

凍結精子についてのガイドライン案を作成／日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会の倫理委員会は、12月7日、生殖補助医療に使用する精子の凍結保存に関する会告案をまとめた。凍結精子は、本人から廃棄の意思が表明されるか、あるいは本人が死亡した場合、廃棄されること、凍結保存精子の売買は認めないこと、などとされている。

委員会は、12月12日、「精子の凍結保存に関する見解(案)」を公表、会員からの意見募集を行った。

一精子の凍結保存に関する見解(案)

http://www.jsog.or.jp/kaiin/html/Rinri/announce_18dec2006.html

<その後の経過>

T07.180 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会

T07.285 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定／日本産科婦人科学会

[キーワード] 人間 科学技術

T07.98

がんの治療で不妊のおそれの未婚女性の卵子凍結保存を承認／日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会倫理委員会登録・調査小委員会は、1月22日、国内約130の不妊治療施設でつくる「A-PART日本支部」の9施設が申請していた、白血病など血液がんの治療で不妊になるおそれがある15歳以上の未婚女性の卵子を治療前に凍結保存する臨床研究を承認し

た。

[キーワード]人間 科学技術

T07.102

精子・卵子バンク事業を開始

1996年に設立された「エクセレンス」が、2006年7月から卵子バンクを始めるなど、有償で精子・卵子の提供を希望する日本人を登録し希望者にあっせんする精子・卵子バンク事業を開始していたことがわかった。(毎日新聞2007. 1. 24)

→エクセレンス

<http://www.threeweb.ad.jp/~excelle/>

[キーワード]人間 科学技術

T07.138

ES細胞研究のガイドラインを公表／国際幹細胞学会

国際幹細胞学会はヒト胚性幹細胞(ES細胞)の研究に関するガイドラインを策定、2月2日、米科学誌サイエンスに論文を発表した。クローン人間づくりの研究禁止など16項目で、研究を監督・監視する機関の設置、14日目までの受精卵は研究に使えるが、動物細胞が交じった細胞を体内に入れることの禁止、卵子提供について実費等各国の審査機関が社会状況に応じて判断した謝礼の支払い等を決めている。

→Guidelines for the Conduct of Human Embryonic Stem Cell Research

<http://www.isscr.org/guidelines/index.htm>

[キーワード]人間 社会 経済 科学技術

T07.139

死後懐胎と代理懐胎についての提言を公表／日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、1月19日、『生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言』についての補充提言－死後懐胎と代理懐胎(代理母・借り腹)について－を公表した。生殖医療技術を利用しようとする夫婦が医療機関に預託した、または第三者により提供された精子・卵子・胚の凍結保存期間を5年とし、預託者・提供者の意思により5年ごとに期間を延長できること、精子・卵子・胚の預託者・提供者が死亡した場合には、その意思にかかわらず廃棄し死後の使用を禁ずること、などを提言している。

→「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」についての補充提言－死後懐胎と代理懐胎(代理母・借り腹)について－

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070119.html>

[キーワード]法制 人間 科学技術

T07.180

保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会は、2月24日の理事会で、凍結保存精子について、体外受精や人工授精

で使う場合に、提供者本人の生存と意思を確認し、廃棄意思の表明あるいは本人死亡の場合には、保存精子を廃棄すること、また、出生前診断については出生前親子鑑定など医療目的でない遺伝子検査を原則禁止するなどとした新しい会告をまとめることを決め、2月25日、「出生前に行われる検査および診断に関する見解」の発表、および「先天異常の胎児診断、特に妊娠絨毛検査に関する見解」の扱いについてを公表、会員からの意見募集を実施した。

→「出生前に行われる検査および診断に関する見解」の発表、および「先天異常の胎児診断、特に妊娠絨毛検査に関する見解」の扱いについて

http://www.jsog.or.jp/kaiin/html/Rinri/announce_26FEB2007.html

<その後の経過>

T07.285 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定／日本産科婦人科学会

<これまでの経過>

T06.807 凍結精子についてのガイドライン案を作成／日本産科婦人科学会

【関連トピックス】

T06.777 出世前親子鑑定で要望書／日本人類遺伝学会・日本遺伝子診療学会

[キーワード] 人間 社会 科学技術

T07.184

ES細胞研究支援は合法／米国州高裁

胚性幹細胞(ES細胞)研究支援計画(Proposition 71)に反対するグループ(People's Advocate)が研究計画に対する30億ドルもの支援は違法として訴えていた裁判で、カリフォルニア州高裁は、2月26日、計画は合法であるとの判断を下した。

→判決文 Cal. Family Bioethics v. Cal. Institute 2/26/07 CA1/3 A114195 FIRST APPELLATE DISTRICT

<http://www.courtinfo.ca.gov/opinions/documents/A114195.PDF>

[キーワード] 紛争 人間 社会 経済 科学技術

T07.234

農林水産省知的財産戦略を決定／農林水産省

農林水産省知的財産戦略本部は、3月22日、「農林水産省知的財産戦略」を決定、公表した。研究、生産現場、海外の各分野で知的財産(新しい価値)の創造と活用を戦略的に実施するため、概ね3年程度を念頭に具体化すべき必要な施策を体系的にまとめたもの。主な施策として、研究開発を活用した新需要・新産業創出、遺伝子特許の取得と新品種創出や育種改良の促進、研究ニーズの発掘と研究成果の実用化促進、生産者や現場の指導者のための知財取扱指針作成、地域資源の発掘、再認識によるブランド化・事業化の促進、日本ブランド対策として和牛・日本産果実の統一マークを策定、貼付し、輸出を促進する、育成者権の権利侵害への対応強化、海外での育成者権保護強化などを挙げている。

→「農林水産省知的財産戦略」の決定について

http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070323press_6.html

農林水産省知的財産戦略

http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/titekizaisan/strategy.pdf

これを受け、農林水産省の農林水産技術会議は、4月3日、研究分野における戦略として「農林水産省知的財産戦略」を策定した。農林水産省の研究計画立案時から成果の権利化を図り技術移転を行う段階までにおいての、知的財産に関する望ましい取組を研究機関に対して示すと

ともに、農林水産技術会議自らが取り組む事項を明確に示している。

→農林水産研究知的財産戦略の策定について

http://www.maff.go.jp/www/press/2007/20070403press_1.html

[キーワード]法制 行政 経済 科学技術

T07.238

最高裁平19・3・23決定:代理出産により生まれた子との実子関係を否定

夫の精子と妻の卵子を人工受精した受精卵で米国で代理出産によって生まれた双子の男子の出生届を受理するよう区に求めた家事審判の許可抗告審で、出生届の受理を命じた原審決定を取り消し、民法が実親子関係を認めていない者の間にその成立を認める内容の外国裁判所の裁判は公の秩序に反するもので民訴法118条により我が国においてはその効力を認められず、『民法には、出生した子を懐胎、出産していない女性をもってその子の母とすべき趣旨をうかがわせる規定は見当たらず、このような場合における法律関係を定める規定がないことは、同法制定当時そのような事態が想定されなかったことによるものではあるが、前記のとおり実親子関係が公益及び子の福祉に深くかかわるものであり、一義的に明確な基準によって一律に決せられるべきであることにかんがみると、現行民法の解釈としては、出生した子を懐胎し出産した女性をその子の母と解さざるを得ず、その子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供した場合であっても、母子関係の成立を認めることはできない』とし、原告夫妻を法的な実親と認めた米国ネバダ州裁判所の判決は我が国で効力を認められず、嫡出親子関係の成立については日本法が準拠法となり母子関係は認められないため嫡出親子関係は認められないとして、出生届の受理を認めなかった原々決定を支持する決定をした。なお、『立法による速やかな対応が強く望まれるところである』と言及したほか、3裁判官の補足意見がある。

→判決文 最高裁ウェブサイト「最高裁判所判例集」

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchnKbn=01&hanreiNo=34390&hanreiKbn=01

平成19年03月23日 最高裁判所第二小法廷 決定 平成18(許)47 市町村長の処分に対する不服申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件 参照

民集61巻2号619頁、家庭裁判月報59巻7号72頁、判例時報1967号36頁、判例タイムズ1239号120頁

<これまでの経過>

T06.674 東京高裁平18・9・29決定:代理出産により生まれた子の出生届の受理を命ずる

[キーワード]法制 紛争 行政 人間

T07.285

保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定/日本産科婦人科学会

日本産科婦人科学会は、4月14日の総会において、保存精子の扱いと出生前診断についての会告を決定した。保存精子について、本人が廃棄意思の表明または本人が死亡した場合には廃棄すること、出生前診断における医療目的でない遺伝子検査を原則禁止することなどとしている。

→精子の凍結保存に関する見解

http://www.jsog.or.jp/about_us/view/html/kaikoku/H19_4_seishitouketsuhozon.html

出生前に行われる検査および診断に関する見解

【関連トピックス】

T07.180 保存精子の扱いと出生前診断についての会告を変更へ／日本産科婦人科学会
T06.807 凍結精子についてのガイドライン案を作成／日本産科婦人科学会
[キーワード] 人間 科学技術

T07.358

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の全部を改正／文部科学省
文部科学省は、3月の総合科学技術会議の答申を受け、2001年9月に策定したヒトES細胞研究に関する指針を全部改正し、5月23日、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」を官報に告示した(平19文部科学省告示87)。作成機関とは別に、分配業務を専門とする機関を設置することや、海外への輸出を認めること等を規定している。8月1日から施行する。

→ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(改正)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/32_165.pdf

解説

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/32_166.pdf

諮問第6号「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の改正について」に対する答申

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/toushin6.pdf>

【関連トピックス】

T06.507 ES細胞指針改正案について意見募集／文部科学省
[キーワード] 法制 行政 科学技術

T07.395

受精卵を使わずES細胞と同様の細胞の作成に成功／京大再生医科学研究所
京都大学再生医科学研究所の山中伸弥教授と科学技術振興機構は、胚性幹細胞(ES細胞)と同様の高い分化能力をもつiPS細胞を受精卵を使わずに体細胞から作成することに成功したと発表した。6月7日付ネイチャー(電子版)に掲載される。

→Simple switch turns cells embryonic Nature 447, 618 - 619 (07 Jun 2007)

<http://www.nature.com/nature/journal/v447/n7145/full/447618a.html>

<その後の経過>

T08.37 iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略を決定／文部科学省
[キーワード] 人間 科学技術 情報

T07.523

疫学研究に関する倫理指針を全部改正／文部科学省・厚生労働省

文部科学省と厚生労働省は、5月に実施した意見募集の結果を踏まえ、疫学研究に関する倫理指針を全部改正し、8月16日、官報に告示した(平19文部科学省・厚生労働省告示1)。疫学研究指針と臨床研究指針の適用範囲を明確にする等の適用範囲の明確化、教育を目的とした疫学研究の取扱い、既存資料等かつヒト由来試料を提供する場合の取扱い、ヒト由来試料に係るインフォームド・コンセントの取得者、国際共同研究における指針の運用の考え方、研究対象者の保

護、未成年者からのインフォームド・コンセント、資料の保存及び廃棄、等が主な見直し内容。11月1日から施行する。

→疫学研究に関する倫理指針

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html#2>

[キーワード]法制 行政 人間 経済 科学技術 情報

T08.37

iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略を決定／文部科学省

iPS細胞(人工多能性幹細胞)研究等の加速に向けた今後の戦略について検討を行ってきた文部科学省の科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会は、2007年12月20日、iPS細胞に関する研究を戦略的に進めていくための支援策を取りまとめた「iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略」を取りまとめた。これを受け、文部科学省は、予算案が固まった12月22日、総合戦略を正式に決定した。日本のiPS細胞研究の拠点として、京都大学が開設した世界トップレベル研究拠点の「物質-細胞統合システム拠点」に「iPS細胞研究センター」を新設し、全国の再生医療の専門家らが参加する研究者ネットワーク組織を創設するほか、iPS細胞の利用の円滑化やiPS細胞に関する特許の確保等の支援策を挙げている。

→「iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略」の決定について

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/12/07122607.htm

【関連トピックス】

T07.395 受精卵を使わずES細胞と同様の細胞の作成に成功／京大再生医科学研究所

[キーワード]行政 人間 科学技術

T08.116

iPS細胞で生殖細胞を作成することを当面禁止／文部科学省

文部科学省の科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会は、2月1日、「ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」を決定した。ヒト人工多能性幹(iPS)細胞について、精子や卵子の生殖細胞に分化させる研究を当面認めないとしている。

→科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会(第17回)配布資料

http://www.lifescience.mext.go.jp/council/program_council.html?b=3&l=336

この決定を受け、文部科学省は、2月21日、「ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」を通達した(19文科振第852号)。

【関連トピックス】

T08.37 iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略を決定／文部科学省

T07.395 受精卵を使わずES細胞と同様の細胞の作成に成功／京大再生医科学研究所

[キーワード]法制 行政 人間 経済 科学技術

T08.214

iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略の具体化についてを策定／文部科学省

文部科学省は、3月18日、「iPS細胞(人工多能性幹細胞)研究等の加速に向けた総合戦略の具体化について」を策定、公表した。「iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略」を踏まえ、iPS細胞研究等の継続的な支援策の着実な実施に加え、効率的・効果的な研究推進体制の具体化を図ることを目的としたもので、日本全国の研究推進に向けた環境整備や特許の確保などによる総合戦略の実施状況フォローアップや2008年度の具体的な推進方策等を定めている。

→「iPS細胞(人工多能性幹細胞)研究等の加速に向けた総合戦略の具体化について」の策定について

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/03/08032120.htm

【関連トピックス】

T08.37 iPS細胞研究等の加速に向けた総合戦略を決定／文部科学省

[キーワード] 行政 経済 科学技術 情報

T08.294

国際がんゲノムコンソーシアムが発足

主要ながんのゲノム異常(変異)カタログを作成するための国際共同プロジェクト「国際がんゲノムコンソーシアム」(ICGC:International Cancer Genome Consortium)が、4月29日、発足した。独立行政法人理化学研究所や国立がんセンターなど13機関が参加、世界各国で臨床的に重要ながん約50種類のタイプやサブタイプを選定、データ収集・解析に関する共通基準に従い、各種ゲノム変異の包括的かつ高精度な解析を行い、データを全世界の研究者に迅速かつ無償で提供することになっている。

→がんのゲノム変異カタログを作成する国際がんゲノムコンソーシアムが発足－理研と国立がんセンターをはじめ世界の13機関が参加－

<http://www.riken.jp/r-world/info/info/2008/080430/index.html>

International Cancer Genome Consortium

<http://www.icgc.org/>

[キーワード] 人間 科学技術 情報

T08.387

人クローン胚の研究目的の作成・利用に係る関係指針等の改正について意見募集を実施／文部科学省

文部科学省は、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会の「人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について(第一次報告)」を受け、人クローン胚の研究目的の作成・利用に係る関係指針等の改正案を策定、6月24日、パブリック・コメントを実施した。特定胚の取扱いに関する指針(特定胚指針)、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則、ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の一部を改正するもの。作成できる特定胚の種類に「人クローン胚」を追加し、作成の目的を難病に対する再生医療の基礎的研究で、ヒトES細胞を作成して行う研究に限定、人クローン胚作成者(機関)が満たすべき要件や人クローン胚の取扱いの要件を定める等としている。

→特定胚の取扱いに関する指針等の改正案に関するパブリックコメント(意見公募)の実施について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000320&OBJCD=&GROUP=>

<その後の経過>

T08.604 人クローン胚の作成・利用を容認する指針の改正案を諮問／総合科学技術会議

【関連トピックス】

T08.115 人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について第一次報告／文部科学省

T06.519 人クローン胚の研究の指針案について意見募集／文部科学省

[キーワード] 法制 行政 人間 経済 科学技術

T08.406

iPS細胞研究の推進について第一次とりまとめ／総合科学技術会議

総合科学技術会議のiPS細胞研究WGは、7月3日、「iPS細胞研究の推進について(第一次とりまとめ)」を公表した。(1)iPS細胞研究を進めるロードマップ、(2)iPS細胞研究を促進する体制、(3)中核的な拠点の整備、研究の推進への支援、スーパー特区制度の活用等のiPS細胞研究に対する国の支援の在り方、(4)知的財産戦略、(5)国際協力の在り方、について推進方策をまとめている。

→iPS細胞研究の推進について(第一次とりまとめ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/project/ips/index.html>

[キーワード] 行政 経済 科学技術

T08.493

他者提供による卵子による生殖補助のための卵子バンクを設立へ／日本生殖補助医療標準化機関

全国21か所の民間不妊クリニックで作る日本生殖補助医療標準化機関は、不妊治療を求める夫婦のために卵子を無償提供する女性を登録する卵子バンクを設立することを決めた。7月に策定した第三者から提供された卵子や精子で体外受精を行うための指針に続く措置。原則、子供を持つ35歳未満の女性に限定し、卵子提供に伴う医療費などを除き、無償で、生まれた子が遺伝上の母親を知る権利を保障するため、卵子提供女性の個人情報の子供の誕生から80年間保管される。年内に、卵子を提供するボランティアの募集を開始する予定。(読売新聞2008. 8. 30)

→日本生殖補助医療標準化機関

<http://www.jisart.jp/>

【関連トピックス】

T09.73 非配偶者間の体外受精で出産／日本生殖補助医療標準化機関

[キーワード] 人間 科学技術

T08.496

個人特定のおそれが生じDNAデータベースを非公開化／NIH

遺伝情報を要約・集約して、患者を特定できない形式で患者DNAデータベースを作成し、研究促進のために今年1月から一般公開していた米国国立衛生研究所(NIH)は、複数の患者DNAが混ざっている中からある個人のDNAを特定する新しい統計学的方法についての論文が発表され

たことを受け、2つのデータベースを非公開とする措置をとった。(Los Angeles Times2008. 8. 29)

[キーワード]人間 科学技術 情報

T08.543

遺伝学的検査に関する見解を公表／日本人類遺伝学会

日本人類遺伝学会は、9月29日、医療機関を通さず消費者に直接提供される遺伝学的検査に関する見解をまとめた。検査の科学的根拠、結果解釈およびそれらの限界等について消費者に正確な情報を伝えることができるように専門家が関与すべきこと、実施者は「経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いる事業者における個人情報保護ガイドライン」等を遵守すべきこと、公的機関は個人遺伝情報を用いる事業者に対する監督方法を早急に検討すべきこと等としている。

→DTC遺伝学的検査に関する見解

<http://jshg.jp/dtc/index.html>

[キーワード]人間 科学技術 情報

T08.557

大阪地裁平20・10・6判決:遺伝子等に係る発明における明細書の記載内容に関する判断

製薬会社がスクリーニング行為等をした際に本件特許発明にかかる物質の生産、使用等を行い特許権を侵害しているとして、特許権を有するベルギーの会社が日本の製薬会社に対し生産、使用等の差止めや損害賠償を求めた訴訟で、物の発明において「実施することができる」とは、その物を作ることができ、かつ、その物を「使用することができる」ことであり、遺伝子等に係る発明において、「使用することができる」とは、当該遺伝子等が特定の機能を有することが発明の詳細な説明に記載されることを要するとした上で、本件明細書には、遺伝子等の機能が開示されていないことから、産業上の利用可能性ないし実施可能性要件を欠き、また、最初の出願に係る出願書類の全体により本件各発明が明らかにされているということもできないとし、さらに、本件特許は、いずれも新規性もしくは進歩性を欠如するもので、特許無効審判により無効にされるべきであると認められるから、特許法104条の3により、原告は、被告に対し本件各発明に係る特許権を行使することができないとして、原告の請求を棄却する判決を言い渡した

→判決文 裁判所ウェブサイト「知的財産裁判例集」

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchKbn=01&hanreiNo=36934&hanreiKbn=06

平成 20 年 10 月 06 日 大阪地方裁判所 平成 18(ワ)7760 等 特許権侵害差止等請求事件 参照

[キーワード]法制 紛争 経済 科学技術

T08.604

人クローン胚の作成・利用を容認する指針の改正案を諮問／総合科学技術会議

文部科学省は、10月31日、「特定胚の取扱いに関する指針の改正について」(諮問第7号)と「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の改正について」(諮問第8号)を総合科学技術会議に諮問した。総合科学技術会議が2004年に他に治療のない難病等に関する再生医療の研究

に限定して人クローン胚の作成・利用を容認すると決定したことを受けて、人クローン胚研究の実施に関する指針を整備するもの。

→総合科学技術会議(第77回)配布資料

<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu77/haihu-si77.html>

<その後の経過>

T08.625 ES細胞指針における手続きの簡素化を容認／総合科学技術会議

【関連トピックス】

T08.387 人クローン胚の研究目的の作成・利用に係る関係指針等の改正について意見募集を実施／文部科学省

T08.115 人クローン胚の研究目的の作成・利用のあり方について第一次報告／文部科学省

[キーワード]法制 行政 人間 科学技術

T08.625

ES細胞指針における手続きの簡素化を容認／総合科学技術会議

総合科学技術会議の生命倫理専門調査会は、11月18日、「ES指針における手続等の見直しについて」をとりまとめた。文部科学省において、ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針の見直し規定に基づき、ES指針やその運用上の諸手続について、所要の見直しの検討が行われるべきであるとしている。ヒトES細胞を取り扱う研究については、約60件の使用計画等が実施されるなど、相当の実績が蓄積され、その結果、ヒトES細胞に関する生命倫理上の位置づけや取扱いのあり方についての認識も深まってきたものと考えられることから、国の審査を省略し、機関内倫理審査委員会における審査だけに簡素化してもよいと判断した。

→ES指針における手続等の見直しについて

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/torimatome1.pdf>

総合科学技術会議生命倫理専門調査会(第52回)配布資料

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/life/haihu52/haihu-si52.html>

<これまでの経過>

T08.604 人クローン胚の作成・利用を容認する指針の改正案を諮問／総合科学技術会議

[キーワード]行政 人間 科学技術

T09.73

非配偶者間の体外受精で出産／日本生殖補助医療標準化機関

第三者の卵子提供による体外受精を認める独自のルールを定めている「日本生殖補助医療標準化機関」(JISART)が、2008年に西日本の2つの施設で1組ずつ実施した非配偶者間体外受精で無事出産したことがわかった。(読売新聞2009.1.20)

日本生殖補助医療標準化機関は、2月5日、記者会見を行った。

→日本生殖補助医療標準化機関

<http://www.jisart.jp/>

【関連トピックス】

T08.493 他者提供による卵子による生殖補助のための卵子バンクを設立へ／日本生殖補助医療標準化機関

[キーワード] 人間 社会 科学技術

T09.86

ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に関する報告書を了承／文部科学省・厚生労働省

文部科学省の科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会「生殖補助医療研究専門委員会」と厚生労働省の厚生科学審議会科学技術部会「ヒト胚研究に関する専門委員会」は、1月26日、合同会議を開催し、「生殖補助医療目的でのヒト受精胚の作成・利用の在り方について(案)」と題する報告書案を了承した。作成されるヒト受精胚の取扱い等、研究に必要な配偶子(卵子、精子)の入手の在り方、インフォームド・コンセント、研究実施の要件、研究実施の手続等、個人情報の保護等についてまとめている。

→科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会「生殖補助医療研究専門委員会」(第24回)・厚生科学審議会科学技術部会「ヒト胚研究に関する専門委員会」(第25回)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/01/s0126-7.html>

http://www.lifescience.mext.go.jp/council/program_council.html?b=12&l=401

文部科学省の科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会は、2月9日、「生殖補助医療目的でのヒト受精胚の作成・利用の在り方について(案)」を了承した。

→科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会(第19回)

http://www.lifescience.mext.go.jp/council/program_council.html?b=3&l=407

[キーワード] 行政 人間 科学技術

T09.96

iPS細胞由来の受精卵の研究容認を求める見解を発表／日本生殖再生医学会

日本生殖再生医学会は、1月28日、iPS細胞の生殖医学研究に関する倫理委員会が1月24日にまとめたヒト人工多能性幹(iPS)細胞から作成した精子や卵子を受精させる研究を容認すべきだとする「ヒト体外造成配偶子の開発研究の在り方に関する見解」を発表した。

→ヒト体外造成配偶子の開発研究の在り方に関する見解

<http://www.jsrr.org/about/data/rinricom20090124.pdf>

[キーワード] 人間 科学技術

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
位田 隆一	Déclaration universelle sur la bioéthique et son suivi - Diversité dans L'universalité Conférence Magistrale		Comité international de bioéthique de l'UNESCO (CIB) douzième session	UNESCO	Paris	2006	pp. 109 -116
位田 隆一	生命倫理に関する世界宣言とそのフォローアップ -普遍性の中の多様性-	奥田純一郎	普遍性と多様性「生命倫理と人権に関する世界宣言」をめぐる対話	上智大学出版	東京	2007	pp. 100 -107
位田 隆一	Portée et objectifs de la Déclaration: harmonie universelle et diversité des valeurs	Sous la direction de Christian BYK (ed.) (共著)	Bioéthique et droit international : Autour de la déclaration universelle sur la bioéthique et les droits de l'homme	LexisNexis/Litec la collaboration de la Commission nationale française pour l'UNESCO	Paris	2007	pp. 23 - 27
位田 隆一	第35回医学系大学倫理委員会連絡会議 (特別講演「UNESCO『生命倫理と人権に関する宣言』について」)		メディカルエシックス35 (第35回医学系大学倫理委員会連絡会議)			2008	pp. 6 -16
位田 隆一	Should We Improve Human Nature?: An Introgation from an Asian Perspective	Julian Savulescu and Nick Bostrom	Human Enhancement Book	Oxford University Press	U. K.	2008	pp. 55 - 66
伏木 信次	第17章 医学研究	伏木 信次 他	生命倫理と医療倫理	金芳堂	京都府	2008	pp. 170 -183
玉井 真理子	ケース10 羊水検査を受けるかどうか	松田 純 他	ケースブック 心理臨床の倫理と法	知泉書館	東京都	2009	pp. 163 -171

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
位田 隆一	個人情報保護法と今後の遺伝情報 の取扱い	臨床細胞分子遺伝	第11巻 (2006年4月)	pp. 1-8	2006
○ 位田 隆一	幹細胞をもちいた医療の倫理的 問題点	学術月報	59巻4号 (平成18年4 月号)	pp. 267 (49) -273 (55)	2006
位田 隆一	わが国における遺伝子解析研究 の倫理的枠組	臨床医薬 (Journal of Clinical Therapeutics & Medicines)	22巻10号	pp. 843 (21) -858 (36)	2006
○ 位田 隆一	Experts' Attitudes towards Medical Futility: An Empirical Survey from Japan	BMC Medical Ethics 2006,	7-8号	pp. 1-7	2006
○ 位田 隆一	ヒトES細胞を用いる再生医療 の法的倫理的諸問題 (Ethical and legal Issues of Regenerative Medicine Using ES Cells)	脳神経外科 (Neurological Surgery)	第35巻 第4号	pp. 403-410	2007
位田 隆一	先端医学・生命科学研究と法	ジュリスト	2007年8月 合併号 (1339号)	pp. 2-10	2007
位田 隆一	国際生命倫理規範の法的性格— ユネスコの三宣言を素材として—	法學論叢 (中森・ 西村・櫻田教授還 暦祝賀記念号)、 京都大學法學會編	第162巻第1 ~6号(2008 年3月)	pp. 19-39	2008
○ 位田 隆一	特論 再生医療をめぐる倫理的 ・社会的・法的諸問題	日本臨牀 (特集名 : 再生医学と医療 —幹細胞の基礎研 究と臨床の進歩—)	第66巻第5 号 (通巻第 934号)	pp. 991-996	2008
○ 加藤 和人	社会のなかの幹細胞研究—生命 倫理から科学コミュニケーション まで	蛋白質・核酸・酵 素	Vol. 52 No. 9	pp. 1004-1011	2007
加藤 和人	Case Report: Community Genetics: Community engagement and Informed Consent in the International HapMap Project	Community Genet	Vol. 10	pp. 186-198	2007
加藤 和人	A second generation human haplotype map of over 3.1 million SNPs (The International HapMap Consortium)	Nature	Vol. 449	pp. 851-862	2007

○印は本科学研究費補助金による研究成果ではありませんが、関連参考文献として挙げています。

加藤 和人	HUGO Statement on Pharmacogenomics (PGx): Solidarity, Equity and Governance, Human Genome Organisation Ethics Committee	Genomics, Society and Policy	Vol. 3, No. 1	pp. 44-47	2007
加藤 和人	ゲノム医療の発展に向けた研究体制と市民との対話に関する考察—全ゲノム関連解析とデータ共有を例にして	医学のあゆみ	225巻9号	pp. 891-894	2008

Ⅲ. 研究成果の刊行物・別刷



Commission
Internationale de
Bioéthique

COMITÉ INTERNATIONAL DE BIOÉTHIQUE
DE L'UNESCO (CIB)

DOUZIÈME SESSION

ACTES

Décembre 2005

ACTES

COMITÉ INTERNATIONAL DE BIOÉTHIQUE
DE L'UNESCO (CIB)

douzième session

Les idées et opinions exprimées dans cette publication sont celles des auteurs et ne reflètent pas nécessairement les vues de l'UNESCO.

Les appellations employées dans cette publication et la présentation des données qui y figurent n'impliquent de la part de l'UNESCO aucune prise de position quant au statut juridique des pays, territoires, villes ou zones, ou de leurs autorités, ni quant à leurs frontières ou limites.

**Organisation des Nations Unies pour l'éducation,
la science et la culture**

Division de l'éthique des sciences et des technologies,
Section bioéthique

Secteur des sciences sociales et humaines
SHS/EST/CIB-12/05/CONF.509/3

© UNESCO, 2006

(SHS-2006/WS/16)

DÉCLARATION UNIVERSELLE SUR LA BIOÉTHIQUE ET SON SUIVI - DIVERSITÉ DANS L'UNIVERSALITÉ

CONFÉRENCE MAGISTRALE

M. (Prof.) Ryutichi Ida,

Professeur à la Faculté de droit,

Université de Kyoto (Japon)

Ancien président du CIB (1998-2002)

Introduction

« Les guerres prenant naissance dans l'esprit des hommes, c'est dans l'esprit des hommes que doivent être élevées les défenses de la paix. » Telle a été l'idée fondatrice de l'UNESCO en 1945. L'UNESCO se consacre à édifier la fortification pour la paix et la valeur de l'homme. Aujourd'hui, la bioéthique fait partie de cette forteresse pour la défense de la dignité humaine et des droits de l'homme. L'ennemi de cette forteresse bioéthique n'est certes pas la science et la technologie, mais la négligence de la valeur humaine qui est parfois mise en jeu dans le développement des sciences et de la technologie dans ce domaine. La Déclaration universelle sur la bioéthique et les droits de l'homme, adoptée à l'unanimité en octobre dernier par la Conférence générale de l'UNESCO, est une pierre angulaire de cette forteresse. J'aimerais avant tout féliciter le Comité International de bioéthique qui a merveilleusement accompli la tâche éminemment difficile de rédaction d'un instrument normatif d'une première importance. Mes félicitations vont particulièrement au Juge Michel Kirby pour la présidence du Comité de rédaction.

L'idée de la nécessité d'un instrument universel sur la bioéthique en général a été exprimée par plusieurs pays, surtout des pays en développement, lors de la Table ronde des Ministres de la science dans le cadre de la Conférence générale de l'UNESCO en 2001.

Les progrès des sciences de la vie ouvrent la porte vers le bien-être et la prospérité mais, en contrepartie, soulèvent également des questions éthiques, juridiques et sociales qui mettent en jeu des valeurs fondamentales.

recherches. Il va de soi que l'ultime responsabilité des questions bioéthiques tombe entre les mains de l'Etat et que cette Déclaration vise donc au premier plan les Etats et les décideurs.

Section I : Mise en place des principes généraux de bioéthique dans la Déclaration

Portée de la Déclaration

Puisque la notion et les normes de bioéthique se basent sur le système de valeur de l'être humain et de son existence dans chaque Etat et dans chaque communauté, un instrument de bioéthique universel doit avoir à la fois l'universalité des valeurs humaines comme source d'inspiration et la diversité culturelle et sociale en tant que siège des normes éthiques. La nouvelle déclaration de l'UNESCO a réussi la difficile tâche de combiner ces deux éléments souvent antagoniques. L'accent est ainsi mis sur l'universalité de la portée mais en tenant compte de la diversité culturelle.

Il y a un choix à faire entre deux directions lorsqu'une déclaration sur la bioéthique universelle doit être formulée. La première est d'établir les normes concrètes pour l'ensemble des pays dans le monde, et surtout pour les pays qui ne sont pas encore suffisamment armés d'instruments nationaux de bioéthique, qu'ils soient contraignants ou non. Si l'on suit cette direction, l'on devrait préparer des dispositions concrètes et claires sur chaque grand sujet de bioéthique, tels que la greffe d'organes, la génétique, les cellules souches embryonnaires, le clonage, l'euthanasie, etc. La deuxième direction est de se limiter à affirmer ou clarifier les principes généraux de bioéthique qui reflètent les concepts et les valeurs de base communs à toute l'humanité. Les Etats peuvent se baser sur ces principes dans leurs discussions sur chaque question de bioéthique afin d'établir la législation ou les réglementations nationales. Dans ce cas, les principes et les normes directeurs sur chaque question n'apparaîtraient pas clairement dans le texte de la Déclaration.

Le CIB et l'UNESCO ont apparemment suivi cette seconde option. Il en résulte que la Déclaration doit être considérée comme une déclaration de cadre institutionnel pour le débat bioéthique au niveau national et non véritablement une déclaration de normes précises de la bioéthique. Il va de soi que dans une prochaine étape, l'UNESCO et le CIB devraient traiter chacune des questions dont les normes ne sont pas disposées encore

tales, telle que la vie de l'être humain ou la dignité humaine. C'est la raison pour laquelle la réflexion bioéthique est indispensable face à ce développement des sciences de la vie et que dans chaque pays le débat bioéthique est en cours. Cependant, puisque la nécessité de débat bioéthique est une apparition toute récente, et aussi puisque la rapidité de ces avancées scientifiques et technologiques est incomparablement grande, un nombre considérable de pays ne sont pas tout à fait prêts à résoudre cette problématique et surtout à établir les normes nationales de la bioéthique. Ils ont besoin d'un modèle ou d'une ligne directrice des principes et des normes éthiques applicables à leurs propres pays.

C'est précisément dans cette circonstance que plusieurs ministères des sciences ont exprimé le souhait que l'UNESCO promette l'initiative de montrer quels seraient les concepts ou principes fondamentaux de la bioéthique. Toutefois, le travail de réflexion et rédaction à cette fin a aussi offert la possibilité de réexaminer l'universalité des normes bioéthiques soi-disant établies. Car ce dont nous parlons est la bioéthique universelle commune à toute l'humanité et à tous les individus, quel que nous admettions que la mouvement bioéthique soit né dans les pays occidentaux.

Dans tout le processus de rédaction, qui a été entamé sous ma présidence, le Comité international de bioéthique a gardé le sens de l'universalité en affirmant les principes bioéthiques déjà bien ancrés dans différents pays et ceux qui pourraient guider les pays en développement dans le respect de leur propre système de valeurs et traditions culturelles, religieuses et sociales. L'UNESCO, et à tout le moins le CIB, a réussi à combiner ces deux préoccupations en un seul et précieux instrument qui est devant nous.

Avant de passer à la première partie de mon exposé, je voudrais attirer votre attention sur le titre de la Déclaration. L'adjectif « universelle » a une valeur symbolique. Lors de la rédaction de la Déclaration sur le génome humain et les droits de l'homme, il a été question de choisir comme titre « Déclaration universelle » ou « Déclaration internationale ». La conclusion en a été d'entendre que le terme « universel » signifiait l'application des principes énoncés dans la Déclaration de 1997 à toute l'humanité et à chaque individu qu'il soit scientifique, patient ou autre. Une telle interprétation a déjà été donnée il y a soixante ans lors de la rédaction de la Déclaration universelle des droits de l'homme aux Nations Unies, où le Professeur René Cassin a expliqué ce que signifiait « universel ». Cet état d'esprit est de même reflété dans la présente Déclaration. Tant et si bien que les principes énoncés de l'article 3 à l'article 17 s'adressent aux individus, scientifiques, patients et familles ainsi qu'aux participants aux